

北播磨総合医療センター企業団職員の懲戒処分の基準に関する規程

〔平成25年4月1日〕  
企業管理規程第6号

改正 平成27年4月1日 企業管理規程第2号  
平成31年3月1日 企業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、企業長が職員に対し地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行うに当たり、懲戒処分を厳正かつ公正に行うため標準的な処分基準等を定めるものとする。

(基本事項)

第2条 企業長は、非違行為（違法行為その他職員としてふさわしくない非行をいう。以下同じ。）を行った職員に対する懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たり、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表を参考にして、適正に判断するものとする。この場合において、職員の非違行為が、別表に掲げる非違行為の種類に該当しない非違行為については、別表に掲げる事例のうち類似のものを参考に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 北播磨総合医療センター企業団、他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の勤務態度及び非違行為の前後における態度

(報告の義務)

第3条 職員は、非違行為を行った場合は、速やかに所属長に報告するものとし、報告を怠り又は隠ぺいした場合は、別表に掲げる懲戒処分の内容に比べ、より重い懲戒処分を行うことができる。

(監督者の責務)

第4条 職員を指揮監督する者（以下「監督者」という。）は、常に所属する職員（以下「所属職員」という。）の行動の把握に努め、所属職員が非違行為を現に行い、又は行ったことが明らかであると判断した場合は、遅滞なくその

旨を企業長に報告するものとする。

(監督者の責任)

第5条 職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員の監督者が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

(1) 所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又はこれを黙認した場合

(2) 所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指揮監督に適正を欠いていた場合

(昇給抑制)

第6条 処分を受けた職員の処分をした日以後の最初の昇給については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる昇給の抑制を行うものとする。

(1) 停職処分 4号給以上

(2) 減給又は戒告処分 2号給以上

2 前項に規定する昇給の抑制は、企業長が特に必要と認めた場合は復元することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日企業管理規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

北播磨総合医療センター企業団職員の懲戒処分基準

非違行為の種類	非違行為の種類	標準的な懲戒処分
一般服務違反関係		
欠勤	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	免職、停職
	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職、減給
	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給、戒告
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給、戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給、戒告
職務怠慢又は注意義務違反	職務の怠慢又は注意の欠如により、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給、戒告
職場内での暴行・暴言	他の職員及び来院者に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職、減給
	他の職員及び来院者に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給、戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給、戒告
違法な労働組合活動	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職、停職、減給
	同法第11条第1項前段の規定に違反し	減給、戒告

	て同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、公務の運営に支障を生じさせた場合	
秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職、停職
個人情報保護義務違反	個人情報のデータの改ざんや不適切な取扱い等により、個人の利益を著しく侵害した場合	免職、停職、減給、戒告
個人情報の目的外利用	職務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で使用し、又は職権を濫用して個人情報を当該業務以外の目的で収集した場合	免職、停職、減給、戒告
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書等を配布した場合	戒告
営利企業等従事制限違反	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの兼業を行った場合	停職、減給、戒告
公文書の不適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	免職、停職
	決裁文書を改ざんした場合	免職、停職
	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給、戒告
セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内	免職、停職

職場外における 性的な言動)	容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合	停職、減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
利害関係者	利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（中元、歳暮、せん別、祝儀、香典又は供花その他これに類するものとしてされるものを含む。）を受けた場合	免職、停職、減給、戒告
	利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けた場合	停職、減給、戒告
	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けた場合	停職、減給、戒告
	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた場合	停職、減給、戒告
	利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けた場合	停職、減給
	利害関係者から接待を受けた場合	減給、戒告
	利害関係者と共に飲食をした場合	戒告
	利害関係者と共に遊戯又はゴルフをした場合	戒告

	利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をした場合	戒告
利害関係者以外の者等	利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等、通常一般の社交の程度を超えて、供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合	減給、戒告
	自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせた場合	減給、戒告
公金公用物の取扱い関係		
横領	公金又は公用物(以下これらを「公金等」という。)を横領した場合	免職
収賄	職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求若しくは約束した場合	免職
贈賄	職務に関し賄賂を供与し、又はこれを申込若しくは約束した場合	免職、停職
窃取	公金等を窃取した場合	免職
詐取	人を欺いて公金等を交付させた場合	免職
紛失	公金等を紛失した場合	戒告
盗難	重大な過失により公金等の盗難に遭った場合	戒告
公用物損壊	故意に職場において公用物を損壊した場合	減給、戒告
出火・爆発	過失により職場において公用物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して給与等を不正に支給した場合又は故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合	減給、戒告
公金等処理不適	自己保管中の公金の流用等公金等の不適	減給、戒告

正	正な処理をした場合	
公務外非行関係		
放火	放火をした場合	免職
殺人	人を殺した場合	免職
傷害	人の身体を傷害した場合	停職、減給
暴行行為	暴行行為（人を傷害するに至らないもの）を行った場合	減給、戒告
器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給、戒告
横領	自己の占有する他人の物（公金等を除く。）を横領した場合	免職、停職
	遺失物、漂流物その他占有者を離れた他人の物を横領した場合	減給、戒告
窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	免職、停職
	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職、停職
賭博	賭博をした場合	減給、戒告
	常習として賭博をした場合	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	免職
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給、戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職、停職、減給
痴漢行為	公共の場所及び乗物において痴漢行為をした場合	停職、減給
盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職、減給
交通事故・交通法規違反関係		

飲酒運転で人身事故を伴うもの	酒酔い運転又は酒気帯び運転(以下これらを「飲酒運転」という。)をして人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職
	飲酒運転をして人に傷害を負わせた場合	免職、停職
	飲酒運転をして人に傷害を負わせ、かつ事故後の救護を怠る等の措置義務違反(以下「救護等の措置義務違反」という。)をした場合	免職、停職
飲酒運転以外で人身事故を伴うもの	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職、停職、減給
	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、かつ救護等の措置義務違反をした場合	免職、停職
飲酒運転以外で人身事故を伴うもの	人に傷害を負わせた場合	減給、戒告
	人に傷害を負わせ、かつ救護等の措置義務違反をした場合	免職、停職、減給
その他の交通法規違反	飲酒運転をした場合	免職、停職
	無免許運転又は無資格運転をした場合	免職、停職、減給
	著しい速度超過(30km(高速道路 40km)以上)等交通法規違反をした場合	停職、減給、戒告
	飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合又は飲酒をしながら飲酒をした者が運転する車両に同乗した場合	免職、停職、減給、戒告
情報システム利用関係		
不正アクセス行為	他の職員のパスワードを使用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の損壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏洩させた場合	免職、停職、減給
	他の職員のパスワードを使用して不正にネットワークにアクセスした場合	停職、減給、戒告
不正アクセス行為等の幫助	ネットワーク管理者、情報システム管理者又はパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合(利用権者等が職務を代行させる場合を	停職、減給、戒告



	除く。)	
ウイルス・不正プログラム等の利用	故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してシステム又は情報資産等を損壊させた場合	免職、停職、減給
	故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合	停職、減給、戒告
管理監督者関係		
指導監督不適正	所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指揮監督に適正を欠いていた場合	減給、戒告
非行の隠蔽、黙認	所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又は黙認した場合	停職、減給